

# 兵庫県公報

令和7年2月28日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目 次

### 規 則

- |  |    |
|--|----|
| ○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（公営住宅管理課） …… | 2  |
| ○ 収入証紙条例施行規則及び警察手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則（会計課） ……   | 15 |

## 公布された法令のあらまし

### ◎兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第3号）

- 1 次の普通県営住宅を建設により整備し、家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層耐火住宅	宝塚山本住宅	宝塚市山本丸橋2丁目	87戸

- 2 老朽化に伴い、次の普通県営住宅の用途廃止を行うこととした。  
普通中層耐火住宅 2団地 80戸
- 3 借上げに係る普通県営住宅の返還に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。  
普通高層耐火住宅 17団地 30戸  
普通中層耐火住宅 3団地 3戸
- 4 1に係る普通県営住宅の令和7年度の家賃を定めることとした。

### ◎収入証紙条例施行規則及び警察手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則（規則第4号）

使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例の一部改正により、大麻草の栽培の規制に関する法律に関する手数料の名称並びに道路交通法に関する警察手数料の名称及び種類が改められること等に伴い、次に掲げる規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 収入証紙条例施行規則
- 2 警察手数料の免除に関する規則

## 規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和7年2月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**兵庫県規則第3号**

**兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則**

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部普通高層耐火住宅の款に次のように加える。

208	R4	宝塚山本住宅	宝塚市山本丸橋2丁目	9階建	27	0.9569	92,300
					18	0.9940	92,300
					36	1.1399	109,800
					6	1.3037	125,600

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款72の項を次のように改める。

72	削除
----	----

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款87の項中

「

58	0.7166	44,200
1	0.7177	44,900
2	0.7178	45,000
11	0.7325	44,200
1	0.7335	44,900
1	0.7337	45,000

」

を

「

32	0.7166	44,200
1	0.7178	45,000
4	0.7325	44,200

」

に、

「

1	0.7342	45,400
2	0.7657	49,900
2	0.7686	51,300

」

を

「

1	0.7657	49,900
1	0.7686	51,300

」

に改め、同表2の部普通高層耐火住宅の款6の項を次のように改める。

6	削除	
---	----	--

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款7の項中

「

1	0.9767	67,300
1	0.9767	69,700

」

を

「

1	0.9767	67,300
---	--------	--------

」

に改め、同款14の項中

「

14	1.0127	91,700
16	1.0127	91,900

」

を

「

12	1.0127	91,700
13	1.0127	91,900

」

に改め、同款19の項中

「

1	0.9919	66,400
1	1.0436	69,400
2	1.0436	69,700

」

を

「

1	1.0436	69,400
1	1.0436	69,700

」

に改め、同款24の項中

「

1	0.7014	75,400
---	--------	--------

1	0.7014	75,700
---	--------	--------

」

を

「

1	0.7014	75,700
---	--------	--------

」

に改め、同款25の項中

「

3	0.7083	65,700
---	--------	--------

1	0.7083	67,000
---	--------	--------

」

を

「

3	0.7083	65,700
---	--------	--------

」

に、

「

2	0.8995	81,400
---	--------	--------

」

を

「

1	0.8995	81,400
---	--------	--------

」

に改め、同款26の項中

「

1	0.6797	71,600
---	--------	--------

1	0.6929	72,700
---	--------	--------

」

を

「

1	0.6797	71,600
---	--------	--------

」

に、

「

1	0.7011	74,200
---	--------	--------

1	0.7011	74,900
---	--------	--------

」

を

「

1	0.7011	74,200
---	--------	--------

」

に、

「

2	0.8395	86,000
---	--------	--------

」

を

「

1	0.8395	86,000
---	--------	--------

」

に改め、同款30の項中

「

1	0.8577	84,500
2	0.8577	85,600

」

を

「

1	0.8577	84,500
---	--------	--------

」

に、

「

1	0.8612	96,000
1	0.9222	98,000

」

を

「

1	0.8612	96,000
---	--------	--------

」

に改め、同款36の項中

「

1	1.2400	107,500
1	1.2400	109,200

」

を

「

1	1.2400	107,500
---	--------	---------

」

に改め、同款38の項を次のように改める。

38	削除	
----	----	--

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款39の項中

「

1	0.9658	101,100
1	0.9937	105,000

」

を

「

1	0.9658	101,100
---	--------	---------

」

に改め、同款48の項を次のように改める。

48	削除	
----	----	--

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款50の項中

「

2	0.7188	82,700
---	--------	--------

」

を

「

1	0.7188	82,700
---	--------	--------

」

に改め、同款60の項中

「

1	0.8324	84,300
1	0.8324	84,700

」

を

「

1	0.8324	84,300
---	--------	--------

」

に、

「

3	1.0946	95,500
---	--------	--------

」

を

「

2	1.0946	95,500
---	--------	--------

」

に改め、同款61の項中

「

1	0.7053	69,500
---	--------	--------

1	0.7053	70,100
---	--------	--------

」

を

「

1	0.7053	69,500
---	--------	--------

」

に、

「

1	1.2343	105,800
---	--------	---------

1	1.2343	109,700
---	--------	---------

」

を

「

1	1.2343	105,800
---	--------	---------

」

に改め、同款63の項中

「

2	0.6695	70,400
---	--------	--------

」

を

「

1	0.6695	70,400
---	--------	--------

」

に、

「

1	1.1131	100,100
---	--------	---------

1	1.1131	101,400
---	--------	---------

」

を

「

1	1.1131	100,100
---	--------	---------

」

に改め、同款64の項を削る。

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款3の項を次のように改める。

3	削除
---	----

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款11の項を次のように改める。

11	削除
----	----

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款29の項を次のように改める。

29	削除
----	----

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)  
 第2条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(令和7年兵庫県規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1の改正規定中同表1の部普通高層耐火住宅の款に次のように加える。

208	R4	宝塚山本住宅	宝塚市山本丸橋2丁目	9階建	27	0.9531	91,700
					18	0.9902	91,700
					36	1.1354	109,100
					6	1.2986	124,700

別表第1の改正規定中同表1の部普通中層耐火住宅の款70の項を次のように改める。

70	削除	
----	----	--

別表第1の改正規定のうち同表1の部普通中層耐火住宅の款85の項中

「

58	0.7087	43,400
1	0.7097	44,100

」

を

「

32	0.7087	43,400
----	--------	--------

」

に、

「

1	0.7098	44,200
11	0.7246	43,400
1	0.7255	44,000
1	0.7257	44,200

」

を

「

4	0.7246	43,400
---	--------	--------

」

に、

「

1	0.7263	44,500
2	0.7577	49,200
2	0.7604	50,700

」

を

「



1	0.7577	49,200
1	0.7604	50,700

」

に改め、同表2の部普通高層耐火住宅の款6の項を次のように改める。

6	削除	
---	----	--

別表第1の改正規定のうち同表2の部普通高層耐火住宅の款7の項中

「

1	0.9767	67,300
1	0.9767	69,700

」

を

「

1	0.9767	67,300
---	--------	--------

」

に改め、同款14の項中

「

14	1.0083	94,500
16	1.0083	94,700

」

を

「

12	1.0083	94,500
13	1.0083	94,700

」

に改め、同款19の項中

「

1	0.9919	66,400
1	1.0436	69,400
2	1.0436	69,700

」

を

「

1	1.0436	69,400
1	1.0436	69,700

」

に改め、同款24の項中

「

1	0.7014	75,400
---	--------	--------

1	0.7014	75,700
---	--------	--------

」

を

「

1	0.7014	75,700
---	--------	--------

」

に改め、同款25の項中

「

3	0.7156	65,700
---	--------	--------

1	0.7156	67,000
---	--------	--------

」

を

「

3	0.7156	65,700
---	--------	--------

」

に、

「

2	0.9086	81,400
---	--------	--------

」

を

「

1	0.9086	81,400
---	--------	--------

」

に改め、同款26の項中

「

1	0.6871	71,600
---	--------	--------

1	0.7004	72,700
---	--------	--------

」

を

「

1	0.6871	71,600
---	--------	--------

」

に、

「

1	0.7087	74,200
---	--------	--------

1	0.7087	74,900
---	--------	--------

」

を

「

1	0.7087	74,200
---	--------	--------

」

に、

「

2	0.8486	86,000
---	--------	--------

」

を

「

1	0.8486	86,000
---	--------	--------

」

に改め、同款30の項中

「

1	0.8572	84,500
2	0.8572	85,600

」

を

「

1	0.8572	84,500
---	--------	--------

」

に、

「

1	0.8607	96,000
1	0.9216	98,000

」

を

「

1	0.8607	96,000
---	--------	--------

」

に改め、同款35の項中

「

1	1.2392	107,500
1	1.2392	109,200

」

を

「

1	1.2392	107,500
---	--------	---------

」

に改め、同款37の項を次のように改める。

37	削除	
----	----	--

別表第1の改正規定のうち同表2の部普通高層耐火住宅の款38の項中

「

1	0.9652	101,100
1	0.9931	105,000

」

を

「

1	0.9652	101,100
---	--------	---------

」

に改め、同款45の項を次のように改める。

45	削除	
----	----	--

別表第1の改正規定のうち同表2の部普通高層耐火住宅の款47の項中

「

2	0.7184	82,700
---	--------	--------

」

を

「

1	0.7184	82,700
---	--------	--------

」

に改め、同款57の項中

「

1	0.8315	84,300
1	0.8315	84,700

」

を

「

1	0.8315	84,300
---	--------	--------

」

に、

「

3	1.0935	95,500
---	--------	--------

」

を

「

2	1.0935	95,500
---	--------	--------

」

に改め、同款58の項中

「

1	0.7046	69,500
---	--------	--------

1	0.7046	70,100
---	--------	--------

」

を

「

1	0.7046	69,500
---	--------	--------

」

に、

「

1	1.2330	105,800
---	--------	---------

1	1.2330	109,700
---	--------	---------

」

を

「

1	1.2330	105,800
---	--------	---------

」

に改め、同款60の項中

「

2	0.6688	70,400
---	--------	--------

」

を

「

1	0.6688	70,400
---	--------	--------

」

に、

「

1	1.1119	100,100
---	--------	---------

1	1.1119	101,400
---	--------	---------

」

を

「

1	1.1119	100,100
---	--------	---------

」

に改め、同款61の項を削る。

別表第1の改正規定中同表2の部普通中層耐火住宅の款3の項を次のように改める。

3	削除
---	----

別表第1の改正規定中同表2の部普通中層耐火住宅の款10の項を次のように改める。

10	削除
----	----

別表第1の改正規定中同表2の部普通中層耐火住宅の款28の項を次のように改める。

28	削除
----	----

附 則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。



収入証紙条例施行規則及び警察手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第4号

収入証紙条例施行規則及び警察手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則

(収入証紙条例施行規則の一部改正)

第1条 収入証紙条例施行規則(昭和39年兵庫県規則第43号)の一部を次のように改正する。

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項4を次のように改める。

4 大麻草の栽培の規制に関する法律に関する手数料

- (1) 第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料
- (2) 第一種大麻草採取栽培者名簿登録変更手数料
- (3) 第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料

別表第1 警察手数料徴収条例に基づく手数料の項7(4)の次に次のように加える。

(4)の2 特定免許情報記録手数料

別表第1 警察手数料徴収条例に基づく手数料の項7(5)を次のように改める。

(5) 運転免許証等更新手数料

別表第1 警察手数料徴収条例に基づく手数料の項7(15)の次に次のように加える。

(15)の2 運転経歴情報記録手数料

別表第1 警察手数料徴収条例に基づく手数料の項9を次のように改める。

9 自動車の保管場所の確保等に関する法律に関する警察手数料

自動車保管場所証明書交付申請手数料

別表第2中

「

200円
400円

」

を

「

100円
200円
400円

」

に、

「

550円
600円

」

を

「

600円
750円

」

に、

「

1,200円
--------

」

を

「

1,200円
1,300円

」

に、

「

1,400円
1,450円

」

を

「

1,400円
--------

」

に、

「

1,750円
1,900円
2,050円

」

を

「



1,750円
1,800円
1,850円
1,900円
1,950円
2,050円
2,100円

」

に、

「

2,350円
2,400円

」

を

「

2,350円
--------

」

に、

「

2,850円
2,900円

」

を

「

2,750円
2,800円
2,850円
2,950円
3,000円

」

に、

「

3,200円
3,350円

3,550円
--------

」

を

「

3,300円
--------

3,550円
--------

3,650円
--------

」

に、「3,800円」を「3,850円」に、

「

4,000円
--------

4,050円
--------

4,100円
--------

4,200円
--------

4,350円
--------

4,400円
--------

」

を

「

3,950円
--------

」

に、

「

4,800円
--------

5,600円
--------

5,700円
--------

6,400円
--------

6,450円
--------

」

を

「

4,650円
--------

4,700円
--------

5,050円
--------

5,250円
5,400円
5,550円
5,850円

」

に、

「

6,750円
7,500円
7,600円
7,650円
8,400円
9,050円
9,500円
9,650円
9,800円
11,200円
11,400円
11,700円
11,850円

」

を

「

6,900円
6,950円
7,450円
7,800円
8,100円
9,000円
9,350円
9,750円
9,950円
10,200円
11,100円

11,700円
---------

」

に、

「

12,450円
---------

12,500円
---------

13,300円
---------

14,350円
---------

14,550円
---------

14,700円
---------

15,050円
---------

17,800円
---------

17,850円
---------

」

を

「

12,200円
---------

12,600円
---------

12,850円
---------

12,900円
---------

13,650円
---------

14,450円
---------

15,050円
---------

15,100円
---------

16,100円
---------

」

に、

「

19,500円
---------

20,250円
---------

21,500円
---------

」

を

「

19,200円
19,500円
19,800円
19,950円
22,200円

」

に、

「

28,000円
30,550円

」

を

「

23,750円
30,400円
31,200円

」

に改める。

(警察手数料の免除に関する規則の一部改正)

第2条 警察手数料の免除に関する規則(平成12年兵庫県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、自動車保管場所証明書交付申請手数料、自動車保管場所標章交付手数料及び自動車保管場所標章再交付手数料」を「及び自動車保管場所証明書交付申請手数料」に改める。

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中収入証紙条例施行規則別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項4の改正規定 令和7年3月1日
- (2) 第1条中収入証紙条例施行規則別表第1警察手数料徴収条例に基づく手数料の項9の改正規定及び第2条の規定 令和7年4月1日